

## 半田市観光マスコットキャラクター「だし丸くん（画像データ）」使用基準

### （趣旨）

この使用基準は、半田市観光マスコットキャラクター「だし丸くん（画像データ）」（以下「だし丸くん」という。）の使用基準について定めるものとする。

### （使用の目的）

半田市の観光、歴史等を市内外にPRすることを目的とする。

### （使用の範囲）

商品、非商品（景品等）、広報媒体に使用可能とする。

### （対象者）

個人、事業者、NPO法人等の市民活動団体、行政関係者とする。

### （図柄等）

- （1）だし丸くんのデザイン、縦・横の比率及び色は、別紙のとおりとする。
- （2）使用者がだし丸くんを改変して使用することはできない。但し、色を単色に変更することは可とする。

### （使用期間）

使用期間は、申請日から起算して1年を経過後の最初の3月31日までとする。使用期間の更新を希望する場合は改めて「だし丸くん使用申請書」を提出しなければならない。

### （申請及び審査）

観光課に所定の様式により申請し、使用目的、内容などについて、観光課による審査を受けなければならない。ただし、商品化（有料）する場合は、半田市キャラクター商品化使用について半田市産業課に申請しなければならない。

### （使用料）

だし丸くんの使用料は、無料とする。

### （使用上の遵守事項）

- （1）許可を受けた目的及び用途のみに使用すること。
- （2）法令や公序良俗に反することや、特定の企業、政治、思想、宗教等の売名に使用しないこと。
- （3）使用の権利を譲渡しないこと。
- （4）商標登録出願を行わないこと。
- （5）不当な利益を得るために使用しないこと。

### （その他）

- （1）審査後の内容等に変更が生じた場合、ただちに申し出なければならない。
- （2）本基準に定めていない使用範囲等によりだし丸くんを使用する場合、別途観光課と協議するものとする。
- （3）使用者が、だし丸くんの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、半田市は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

## 附 則

この基準は、平成23年10月14日より適用する。

附 則

この基準は、平成24年8月28日より適用する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日より適用する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日より適用する。



①オリジナル



②ウインク (右)



③ウインク (左)



④ザイ (右)



⑤ザイ (左)



⑥歩く (右)



⑦歩く (左)



⑧拍子木 (右)



⑨拍子木 (左)



⑩指差し (右)



⑪指差し (左)